

入札説明書

平成30年度キャンプ・シュワブ海域埋蔵文化財分布調査に伴う支援業務委託に係る一般競争入札については、関係法令及び沖縄県財務規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

沖縄県立埋蔵文化財センター
所長 登川 安政

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成30年度キャンプ・シュワブ海域埋蔵文化財分布調査に伴う支援業務委託
- (2) 仕様書 別添のとおり
- (3) 履行期限 契約締結日～平成30年12月25日(火)
- (4) 履行場所 キャンプ・シュワブ海域

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登録されているもので下記関係書類①を提出したもの、もしくは名簿に登録されていないが、下記関係書類①から③の提出及び当方の審査をもって入札参加資格があると認められたもの。
 - ① 競争入札参加資格申請書（別紙様式1）
 - ② 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類）
 - ③ 納税証明書
 - (ア) 国税の納税証明書（「納税証明書その3の3」申請日より3ヶ月以内に交付されたもの）。法人以外の団体にあつては代表者の納税証明書。
 - (イ) 沖縄県納税証明書（「前税目」申請日より3ヶ月以内に交付されたもの。直近3ヶ年分）。法人以外の団体にあつては代表者の納税証明書。
- (2) 当該業務に関し、仕様書のとおり業務を履行できる技術、知識等を有するもの。
- (3) 地方自治法施行令（以下令という）第167条の4第2項の規定に該当しないもの。

4. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時 平成30年6月21日(木) 10:30～
- (2) 入札場所 沖縄県立埋蔵文化財センター研修室

5. 入札について

- (1) 入札書は、様式第56号（その1）を用いるものとする。
- (2) 代理人が入札する場合は必ず委任状（別紙様式）を入札書に添えて提出すること。

- (3) 入札書を提出する場合は、封筒に入札書を入れ密封し、表封筒に氏名(法人の場合はその名称)及び「委託の名称」を記入すること。
- (4) 入札書の記載事項を訂正した場合は、訂正部分を二重線で消し押印すること。なお、入札金額を訂正した入札書を使用した場合は、無効とする。
- (5) 入札者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず当該入札書の書換、引換え、又は取消しをすることはできない。
- (6) 入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に¥マークを表示すること。
- (7) 入札者は、別添仕様書に基づき、見積もるものとする。
- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する金額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
- (9) 入札書の記載は、油性ボールペンで記入すること。

6. 再度入札

開札した場合において、落札者のない場合には直ちに再度入札を行う。

7. 入札保証金

- (1) 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。
 - ① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
 - ② 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。
- (2) 入札保証金の納付方法(別紙「入札保証金について」参照)
事前に別添「入札保証金納付書発行依頼書」を当センター契約担当者へ送付し、沖縄県が発行する「払込書」により指定された納付場所において納付し領収書の写しを期限までに契約担当者へ提出すること。
- (3) 納付期限
平成30年6月19日(火) ~17:00
- (4) 入札保証金の還付
入札保証金は、落札決定後に還付する。ただし落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

8. 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 連合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

9. 落札者の決定方法

- (1) 入札書を提出した者のうち、入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とし、この金額を落札額とする。落札金額について1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。この時、当該入札者でくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引くものとする。
- (3) 再度入札を行なっても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10. 契約書

作成する。

11. 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
 - ② 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

12. 入札・仕様書に関する問い合わせ先

〒903-0125 沖縄県中頭郡西原町字上原193-7

沖縄県立埋蔵文化財センター

電話番号098-835-8752

F A X 098-835-8754

調査班 主任専門員 片桐 千亜紀 katgirc@pref.okinawa.lg.jp

新垣 力 arkkkit@pref.okinawa.lg.jp